

京都市告示第 298 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 1 月 18 日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
久世111号線	伏見区久我西出町1番地の2地先から 同町2番地の1地先まで	旧	メートル 6.90	メートル 12.85 ~ 16.05
		新	6.90	14.70 ~ 16.05
久我9号線	伏見区久我西出町1番地の4地先から 同町1番地の2地先まで	旧	28.40	1.00
		新	31.10	2.91 ~ 6.00

(建設局土木管理部道路明示課)